

岐阜市生活排水対策推進計画

令和3年度～令和7年度版

環境部環境保全課

目次

第1章	計画策定の背景と趣旨	1
第2章	岐阜市の概要	2
2.1	地理的特性	2
2.2	人口動態・分布	4
2.3	産業の動向	7
2.4	土地利用状況	8
第3章	生活排水処理の現状	10
3.1	生活排水処理体系の概要	10
3.2	生活排水処理形態別人口の状況	11
3.3	下水道の整備状況	12
3.4	水質汚濁の状況	13
3.5	生活排水処理率	13
第4章	生活排水処理施設の整備に関する事項	15
4.1	計画策定にあたっての検討事項	15
4.2	生活排水処理形態別人口の予測	16
4.3	生活排水の目標値	17
4.4	基本方針	18
4.5	排出抑制計画	18
4.6	目標及び整備計画	19
第5章	生活排水対策に係る啓発に関する事項	24
5.1	市民に対する広報・啓発活動	24

第1章 計画策定の背景と趣旨

平成5年1月12日付けで岐阜市を含む長良川下流域及び新境川流域3市10町（現5市4町）が、水質汚濁防止法第14条の6（現行法では第14条の8）に基づく「生活排水対策重点地域」に指定されました。

これに伴い、同法第14条の7（現行法では第14条の9）に基づく計画策定の義務が発生するため、岐阜市内の下水道処理区域以外における生活排水対策について定めるものです。

なお、平成31年度から機構改革により自然共生部と環境事業部が統合され環境部となったため、「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」と目標及び達成時期を合わせて運用することとしました。そして、本計画では、令和3年3月「岐阜市一般廃棄物処理基本計画」に合わせ令和7年度達成目標を掲げます。

第2章 岐阜市の概要

2.1 地理的特性

2.1.1 位置・地勢

本市は、岐阜県南部に位置し、東京から約250km、大阪から約140km、名古屋から約30kmの直線距離にあります。平成18年1月1日に柳津町と合併して現在の市域となり、面積は203.60km²で東西18.8km、南北21.3kmとなっています。本市は、木曾、長良、揖斐の木曾三川によってつくられた濃尾平野（沖積平野）の北端、長良川の緩扇状地帯にあり、市域の北部には標高300mに及ぶ山々が遠く福井、滋賀県に連なり、中央部には329mの金華山があります。また、金華山の北側に沿う形で北東から南西方向に清流長良川が貫流し、西部から南部にかけて広がる平野部では、伊自良川、境川など長良川の支流が幾筋も流れており、豊かな自然に恵まれた土地となっています。



図 2-1-1 本市の位置

2.1.2 気象

本市の気象状況を表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

2019 年（令和元年）の平均気温は 17.0℃と比較的温暖です。

また、同年の年間降水量は 1,798mm で、ほぼ平年並みとなっています。

表 2-1-1 気象状況

年・月	気温 (°C)			降水量合計 (mm)
	平均気温	日最高平均	日最低平均	
2015年 (平成27年)	16.5	21.3	12.5	2,266.5
2016年 (平成28年)	16.9	21.8	12.8	1,988.0
2017年 (平成29年)	15.9	20.7	11.7	1,864.0
2018年 (平成30年)	16.9	21.8	12.6	2,087.0
2019年 (令和元年)	17.0	21.9	12.9	1,798.0
1月	4.9	9.2	0.8	21.5
2月	7.2	11.8	3.1	62.5
3月	9.9	14.9	5.3	83.0
4月	13.9	19.2	9.0	179.0
5月	20.5	26.5	15.1	125.0
6月	23.3	28.1	19.5	213.5
7月	26.2	30.3	23.0	399.0
8月	29.2	34.2	25.7	222.0
9月	26.7	31.7	22.9	99.5
10月	20.3	24.7	16.8	296.5
11月	13.4	18.8	8.7	17.0
12月	8.6	13.0	4.6	79.5

出典：気象庁「地域気象観測所（アメダス）岐阜（年・月ごとの値）」より抜粋

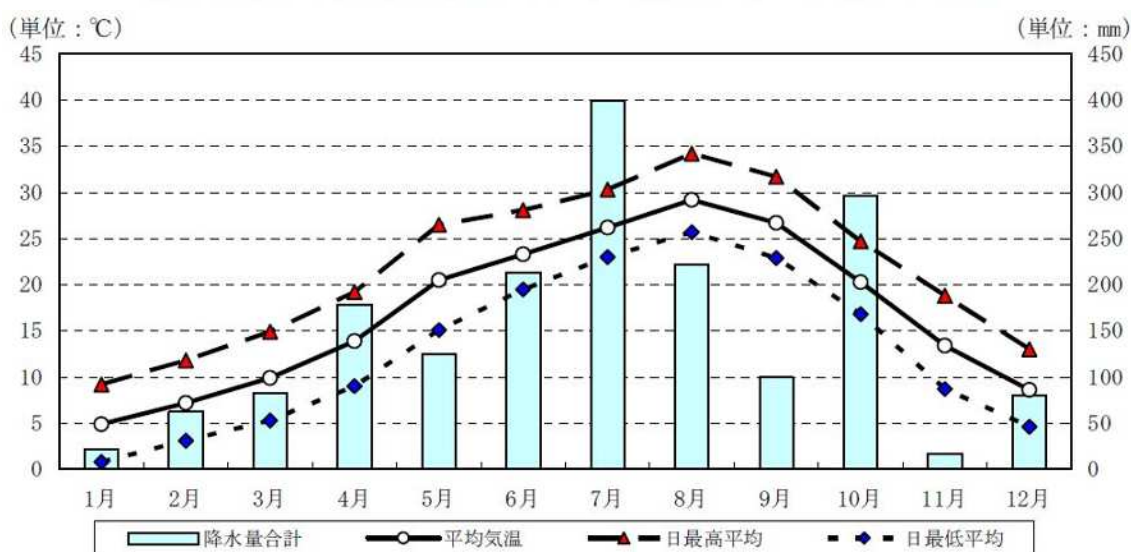


図 2-1-2 平均気温及び降水量（令和元年）

2.2 人口動態・分布

2.2.1 人口及び世帯数

本市の人口及び世帯数を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示します。

2019 年度（令和元年度）の人口は 408,109 人、世帯数は 181,716 世帯となっています。

経年変化を見ますと、人口は年々減少傾向にあり、世帯数は年々増加しています。このため、世帯当たり人口は年々減少しつつあります。

表 2-2-1 人口及び世帯数の実績

年度		年度末人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯当たり人口 (人/世帯)
和暦	西暦			
平成22年度	(2010)	419,306	170,356	2.46
平成23年度	(2011)	418,498	171,713	2.44
平成24年度	(2012)	416,750	172,111	2.42
平成25年度	(2013)	415,113	173,006	2.40
平成26年度	(2014)	414,382	174,490	2.37
平成27年度	(2015)	412,589	175,371	2.35
平成28年度	(2016)	412,254	177,102	2.33
平成29年度	(2017)	410,297	178,392	2.30
平成30年度	(2018)	408,970	179,872	2.27
平成31年度/ 令和元年度	(2019)	408,109	181,716	2.25

出典：岐阜市「住民基本台帳（各年3月31日現在）」より抜粋

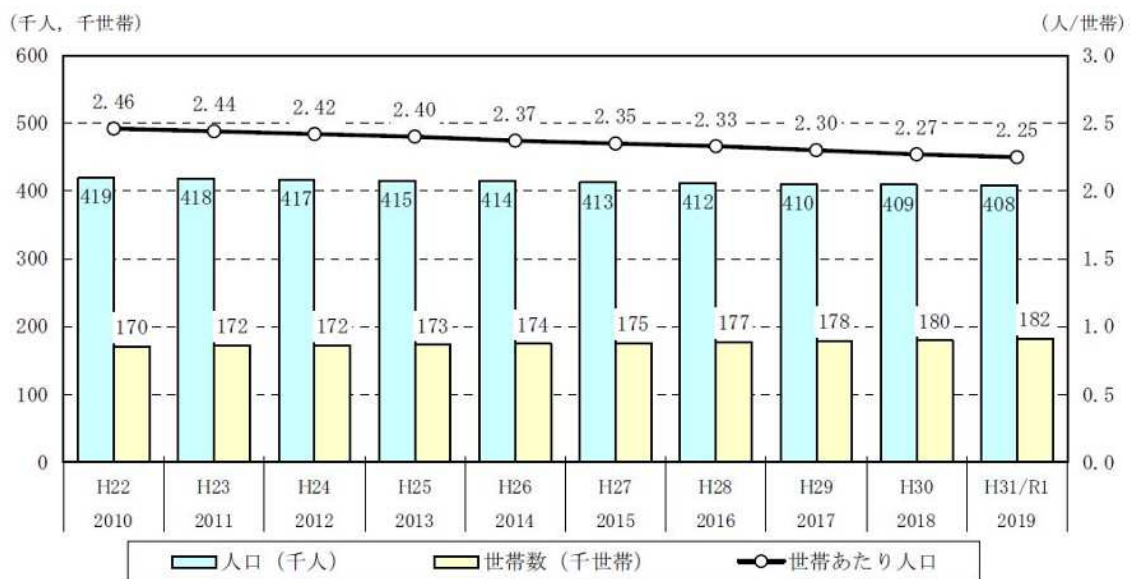


図 2-2-1 人口及び世帯数の推移

2.2.2 人口動態

本市の人口動態（社会動態・自然動態）を表 2-2-2 に示します。

2019 年度（令和元年度）の本市の人口動態について、社会動態は転入が転出を上回っており、583 人の増加となっていますが、自然動態の死亡が出生を上回っているため、1,695 人の減少となっていることから、全体的には 1,096 人の減少となっています。

表 2-2-2 人口動態

年次	社会動態			自然動態			その他	人口増減
	転入	転出	増減	出生	死亡	増減		
2015年 (平成27年)	15,218	15,648	△ 430	3,243	4,330	△ 1,087	△ 8	△ 1,525
2016年 (平成28年)	15,281	15,148	133	3,241	4,304	△ 1,063	46	△ 884
2017年 (平成29年)	15,233	15,308	△ 75	2,974	4,475	△ 1,501	19	△ 1,557
2018年 (平成30年)	15,117	15,155	△ 38	2,969	4,594	△ 1,625	9	△ 1,654
2019年 (令和元年)	16,169	15,586	583	2,904	4,599	△ 1,695	16	△ 1,096

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

2.2.3 人口構造

本市の人口構造を表 2-2-3、図 2-2-2 に、年齢別人口を図 2-2-3 に示します。

2019 年度（令和元年度）の年齢別 3 区分人口は年少人口（構成比）が 50,501 人（12.4%）、生産年齢人口（同）が、241,834 人（59.1%）、老年人口（同）が 116,548 人（28.5%）となっています。

人口構造の推移を見ると、年齢別 3 区分人口の構成比は、年々年少人口が減少し、老年人口が増加しており、高齢化が進んでいることがうかがえます。

表 2-2-3 人口構造

区分 / 年度	2015	2016	2017	2018	2019
	H27	H28	H29	H30	H31/R1
年少人口（0～14歳）	53,760	53,002	52,053	51,131	50,501
生産年齢人口（15～64歳）	248,597	246,401	244,761	242,939	241,834
老年人口（65歳以上）	111,843	113,674	114,981	116,012	116,548
総人口	414,200	413,077	411,795	410,082	408,883

出典：岐阜市「岐阜市統計書」より抜粋（各年10月1日現在）

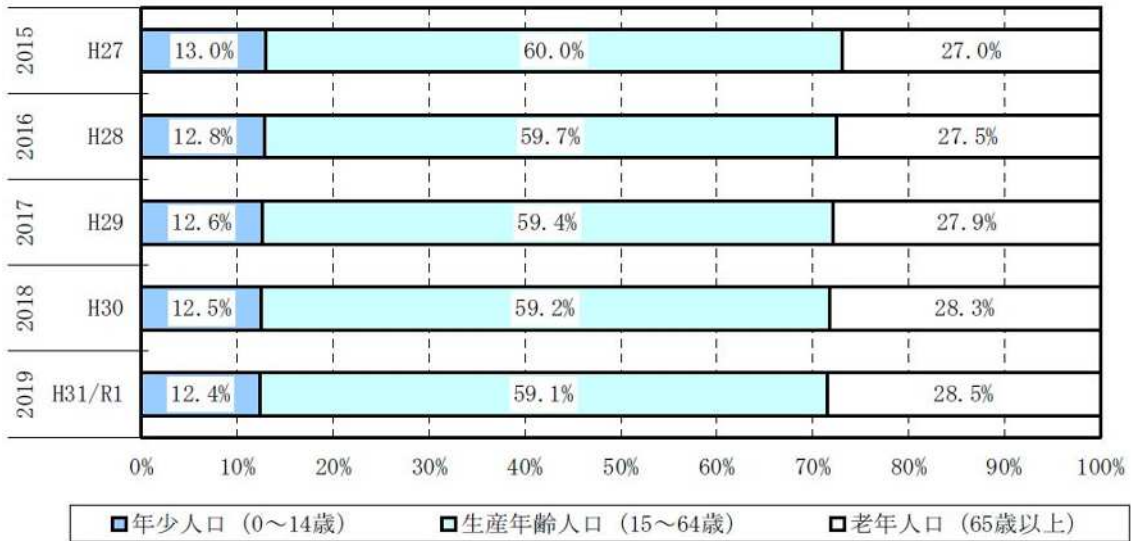
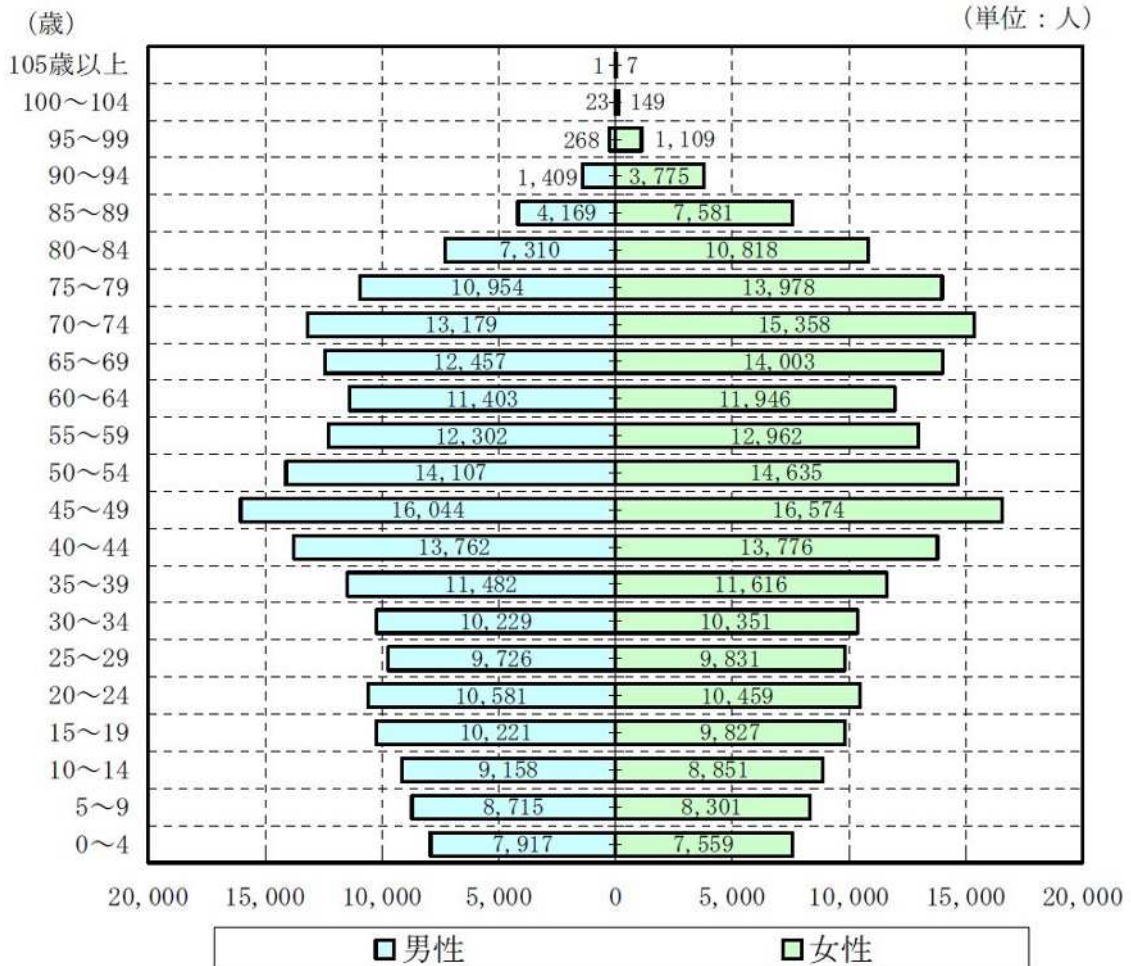


図 2-2-2 人口構造の推移



※令和元年10月1日現在

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

図 2-2-3 年齢別人口

2.3 産業の動向

本市の産業の状況を表 2-3-1 に示します。

2016 年度（平成 28 年度）の民営事業所数は 21,067 事業所で、従業者数は 189,438 人となっています。

産業別に見ると第三次産業が事業所数及び従業者数ともに 84%以上となっています。

表 2-3-1 2016 年度（平成 28 年度）の産業別事業所数及び従業者数（民営）

産業分類	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)	産業分類 (大分類)	事業所数 (事業所)	構成比 (%)	従業者数 (人)	構成比 (%)
第一次産業	42	0.20%	645	0.34%	農業	37	0.18%	596	0.32%
					林業	4	0.02%	48	0.03%
					漁業	1	0.01%	1	0.00%
第二次産業	3,292	15.63%	28,197	14.88%	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.01%	18	0.01%
					建設業	1,658	7.87%	12,942	6.83%
					製造業	1,633	7.75%	15,237	8.04%
第三次産業	17,727	84.15%	160,548	84.75%	電気・ガス・熱供給・水道業	9	0.04%	992	0.52%
					情報通信業	167	0.79%	2,678	1.41%
					運輸業、郵便業	258	1.23%	7,679	4.05%
					卸売業、小売業	5,588	26.53%	45,382	23.96%
					金融業、保険業	427	2.03%	8,834	4.66%
					不動産業、物品賃貸業	1,624	7.71%	5,017	2.65%
					学術研究、専門・技術サービス業	1,029	4.88%	6,730	3.55%
					宿泊業、飲食サービス業	2,771	13.15%	20,217	10.67%
					生活関連サービス業、娯楽業	1,894	8.99%	8,815	4.65%
					教育、学習支援業	656	3.11%	7,587	4.01%
					医療、福祉	1,684	7.99%	26,998	14.25%
					複合サービス事業	106	0.50%	1,458	0.77%
					サービス業（他に分類されないもの）	1,514	7.19%	18,161	9.59%
不詳	6	0.03%	48	0.03%	不詳	6	0.03%	48	0.03%
総計	21,067	100.00%	189,438	100.00%	総計	21,067	100.00%	189,438	100.00%

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

2.4 土地利用状況

2.4.1 土地利用

2019 年度（令和元年度）の土地利用状況を表 2-4-1、図 2-4-1 に示します。

表 2-4-1 土地利用状況

項目	面積 (ha)	構成比 (%)
農用地	3,950	19.4
森林	6,026	29.6
原野	23	0.1
水面・河川・水路	1,504	7.4
道路	2,049	10.1
宅地	5,389	26.5
その他	1,419	7.0
総計	20,360	100.0

※構成比は項目ごとに四捨五入しているため、総計と合わない場合があります。

出典：岐阜市「令和元年版岐阜市統計書」より抜粋

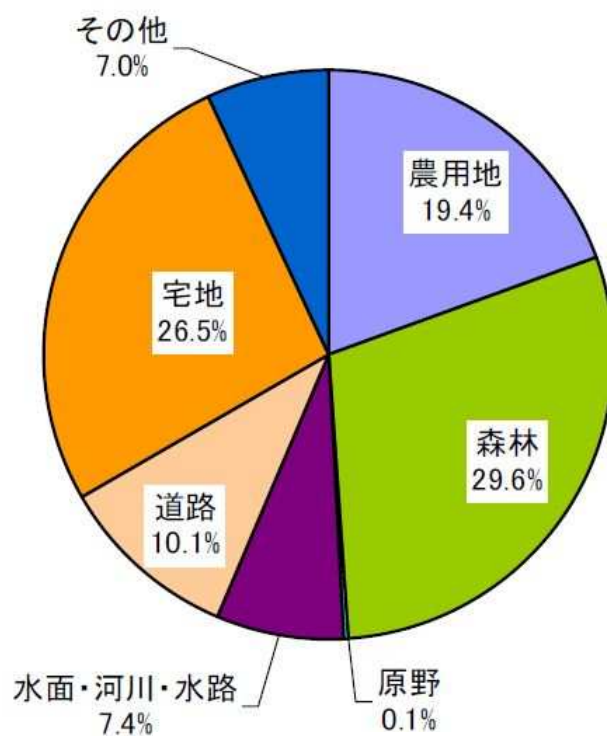


図 2-4-1 土地利用状況

2.4.2 都市計画

2019 年度（令和元年度）の都市計画状況を表 2-4-2 に示します。

本市の都市計画区域は、市全域の 20,360ha が都市計画区域となっています。このうち市街化区域が 8,027ha（39.4%）、市街化調整区域が 12,333ha（60.6%）となっています。

市街化区域のうち最も多くの割合を占めているのは、第一種住居地域で 10.1%となっており、次いで準工業地域（6.0%）、第二種中高層住居専用地域（5.9%）の順となっています。

表 2-4-2 都市計画状況（令和元年度）

区 分		面積 (ha)	構成比 (%)	備考	
都市計画区域		20,360	100.0%		
	市街化区域	8,027	39.4%	平成28年 5月26日修正	
	市街化調整区域	12,333	60.6%		
地域 地区	第一種低層住居専用地域	835	4.1%		平成28年 3月 7日変更
	第二種低層住居専用地域	9	0.0%		
	第一種中高層住居専用地域	630	3.1%		
	第二種中高層住居専用地域	1,196	5.9%		
	第一種住居地域	2,054	10.1%		
	第二種住居地域	857	4.2%		
	準住居地域	226	1.1%		
	近隣商業地域	267	1.3%		
	商業地域	652	3.2%		
	準工業地域	1,213	6.0%		
	工業地域	88	0.4%		
	特別用途地区	特別工業地区	372.9	1.8%	平成19年11月30日変更
		観光地区	41.8	0.2%	
		大規模集客施設立地規制地区	1,213	6.0%	
	防火・準防火 地域	防火地域	71.0	0.3%	平成21年 3月18日変更
		準防火地域	3,242.1	15.9%	
	風致地区		2,163.7	10.6%	平成21年 3月30日変更
	駐車場整備地区		363	1.8%	平成12年 4月 1日変更
	高度利用地区		4.2	0.0%	平成26年 6月16日変更
	都市再生特別地区		0.59	0.0%	平成16年10月22日決定
	地区計画区域		1,328.4	6.5%	平成30年 4月 1日変更
	高度地区		13.2	0.1%	平成18年 8月31日変更
	流通業務地区		47.2	0.2%	昭和49年 5月10日決定

出典：岐阜市議会事務局「市政概要（令和元年度版）」より抜粋

第3章 生活排水処理の現状

3.1 生活排水処理体系の概要

本市における生活排水の処理体系の概要を図3-1-1に示します。

現在、生活排水は下水道、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で処理しており、汲み取りし尿は岐阜羽島衛生組合が運営管理する岐阜羽島衛生センターに搬入し、浄化槽汚泥は岐阜市寺田プラント及び岐阜羽島衛生センターに搬入して処理・処分を行っています。

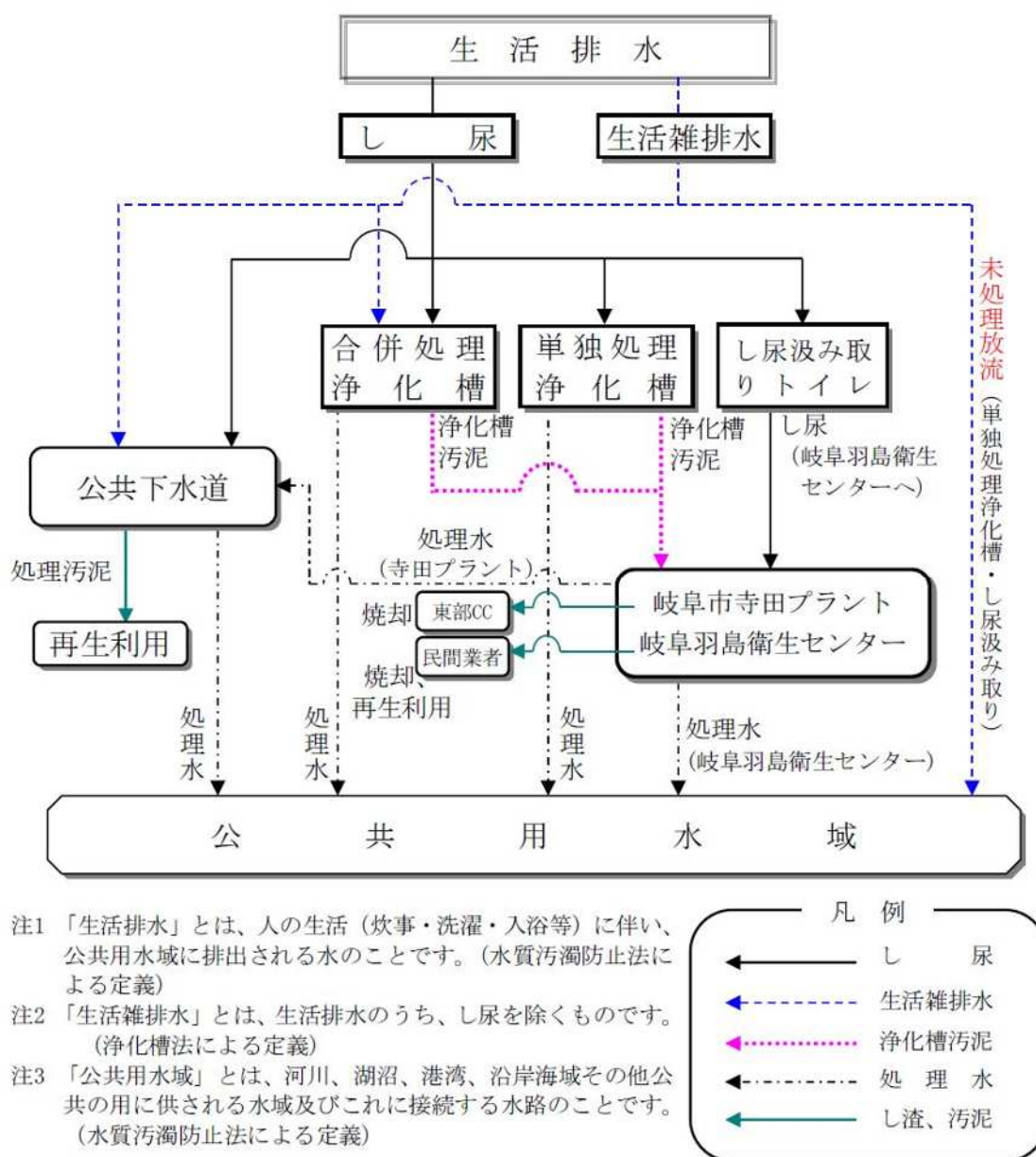


図3-1-1 生活排水処理体系図（令和2年3月末現在）

3.2 生活排水処理形態別人口の状況

過去5年間における生活排水処理形態別人口を表3-2-1及び図3-2-1に示します。

本市では下水道が最も多く普及しており、2019年度（令和元年度）の本市人口の8割以上を占めています。次いで多いのは単独処理浄化槽人口で、年々減少しつつありますが、12%程度となっています。合併処理浄化槽人口は微増で推移していますが、約6%程度、し尿汲み取り人口は減少を続けており、1%以下となっています。

表 3-2-1 生活排水処理形態別人口

区 分	単 位	2015	2016	2017	2018	2019
		H27	H28	H29	H30	H31/R1
1 計画処理区域内人口	人	412,589	412,254	410,297	408,970	408,109
2 水洗化・生活雑排水処理人口	人	352,813	353,469	353,205	354,593	354,506
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	22,813	22,969	22,665	23,833	23,876
(2) 公共下水道人口	人	330,000	330,500	330,540	330,760	330,630
3 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	55,428	54,783	53,429	50,997	50,537
4 非水洗化人口	人	4,348	4,002	3,663	3,380	3,066
(3) し尿汲み取り人口	人	4,348	4,002	3,663	3,380	3,066
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	85.5	85.7	86.1	86.7	86.9

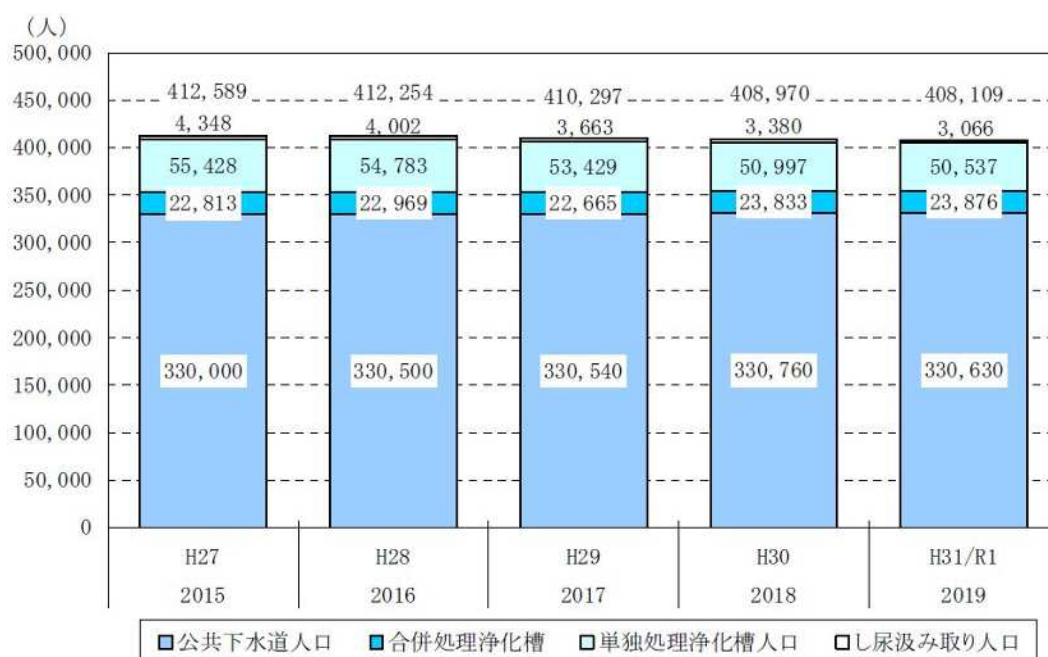


図 3-2-1 生活排水処理形態別人口の推移

3.3 下水道の整備状況

本市における下水道の整備状況を表 3-3-1 に示します。

本市の下水道は、昭和 9 年 7 月に、分流式下水道を日本で最初に採用して着工しました。

単独公共下水道として中部、北部、南部、北西部の 4 処理区の 6,087ha（変更事業計画、平成 29 年 3 月）、流域関連公共下水道として東部第 1・第 2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波、高桑の 9 処理分区の 2,673ha（変更事業計画、平成 28 年 2 月）において事業を進めています。

また、単独公共下水道の各処理場で発生した汚泥を北部プラントに集約し、その灰からリンをリン酸カルシウムとして回収し、肥料として有効利用しています。

表 3-3-1 下水道の整備状況（平成 31 年 3 月末現在）

	単独公共下水道				流域関連公共下水道						計
	中部 処理区	北部 処理区	南部 処理区	北西部 処理区	東部第1 処理分区	東部第2 処理分区	芥見 処理分区	日置江 処理分区	北東部 処理分区	柳津町 [※] 区域	
計画処理面積 (ha)	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	157	498	431	8,760
計画処理人口 (人)	40,580	82,940	103,630	41,870	40,640	9,400	20,240	3,680	12,120	11,990	367,090
計画処理水量 (m ³ /日)	33,100	44,100	71,700	21,700	20,582	4,823	10,132	1,901	6,347	6,637	221,022
計画処理能力 (m ³ /日)	33,100	44,100	71,700	21,700	—	—	—	—	—	—	170,600
計画年次 (年度)	S9～R3	S37～R3	S45～R3	H10～R3	S58～R2	S58～R2	H元～R2	H6～R2	H17～R2	S63～R2	—
排除方式	分流式										
処理方式	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気活性汚泥法			凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道へ接続					—
汚泥処理	機械脱水→焼却→リン回収→有効利用										

※「柳津町区域」は、「柳津東処理分区」「柳津西処理分区」「佐波処理分区」「高桑処理分区」を示しています。

3.4 水質汚濁の状況

本市の中央部を流れる長良川は、その中流域が環境省の「名水 100 選」に選ばれるほどとても清らかで美しい川です。

市内河川の水質状況を把握するため、市内では 29 カ所の公共用水域水質測定地点が設定されており、そのうち長良川の 5 地点（藍川橋、長良橋、鏡島大橋、穂積大橋、長良大橋）では水質の常時監視を行っています。

これら長良川の 5 地点は A 類型に指定されています。代表的な水質項目である BOD の水質状況を表 3-4-1 に示します。5 地点とも、BOD は過去 5 年間（平成 27～令和元年度）において環境基準値 2 mg/ℓを達成しており、良好な水質が保たれています。

今後も良好な水質環境を保つため、水質汚濁防止策を引き続き実施していきます。

表 3-4-1 長良川の水質状況 (BOD(mg/ℓ))

河川名	測定地点	2015	2016	2017	2018	2019
		H27	H28	H29	H30	H31/R1
長良川	藍川橋	<0.5	0.9	0.5	0.6	0.5
	長良橋	<0.5	0.7	0.6	0.8	0.9
	鏡島大橋	<0.5	0.6	0.5	0.6	<0.5
	穂積大橋	0.8	0.7	0.7	0.9	1.1
	長良大橋	<0.5	0.8	0.7	0.8	0.6

出典：岐阜市「公共用水域水質測定結果」より 75%値を掲載

3.5 生活排水処理率

生活排水処理率とは、下水道人口及び合併処理浄化槽人口など、し尿と生活雑排水の両方を衛生的に処理している人口の計画処理区域内人口に対する比率です。

本市における生活排水処理率の推移を表 3-5-1、図 3-5-1 に示します。

生活排水処理率は 2015 年度（平成 27 年度）の 85.5%から 2019 年度（令和元年度）には 86.9%に向上しています。

表 3-5-1 生活排水処理率の推移

区分 / 年度	2015	2016	2017	2018	2019
	H27	H28	H29	H30	H31/R1
計画処理区域内人口（行政区内人口）（人）	412,589	412,254	410,297	408,970	408,109
水洗化・生活雑排水処理人口（人）	352,813	353,469	353,205	354,593	354,506
生活排水処理率（%）	85.5	85.7	86.1	86.7	86.9

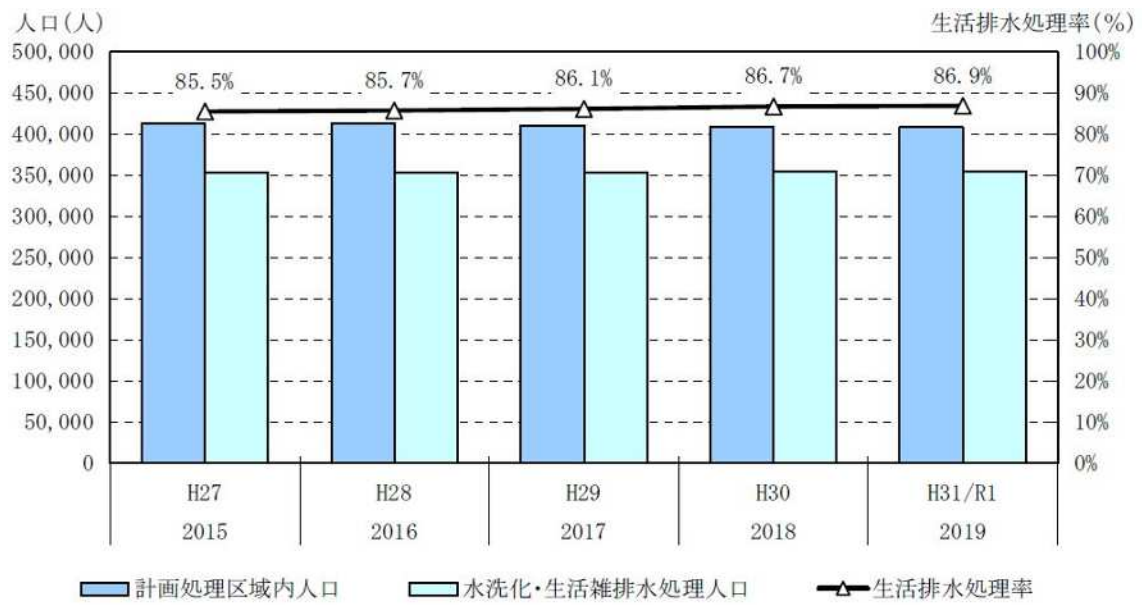


図 3-5-1 生活排水処理率の推移

第4章 生活排水処理施設の整備に関する事項

4.1 計画策定にあたっての検討事項

岐阜市では、人口密集度を考慮し、市街化区域は集合型生活排水処理施設（下水道）、市街化調整区域は個別型生活排水処理施設（合併処理浄化槽）による生活排水処理を基本方針としています。

生活排水処理に係る既存計画が上記基本方針と整合がとれていることを経済的要因、社会的要因、投資的効果発現の迅速性、地域環境保全効果及び将来見通しの5つの視点により確認した結果、表4-1-1に示すように下水道、合併処理浄化槽とも5つの視点すべてで整合がとれていることを確認できました。

表4-1-1 生活排水処理に係る確認事項

	下水道 (公共下水道事業、 流域関連公共下水道事業)	合併処理浄化槽 (浄化槽設置整備事業)
経済的要因 (評価の視点) 施設整備の対象となる地域の地理的条件、人口密集度等を勘案し、集合処理とすべきか、個別処理とすべきかが検討されているか。	「市街化区域」及び「下水道区域に隣接する区域で下水道での採算が可能な地域」を対象としており、集合型生活排水処理施設が有利な人口密集度が高い地域を対象としている。	下水道整備が当分の間見込まれない地域（原則として7年以上見込まれない地域）を対象としており、個別型生活排水処理施設が有利な人口密集度が低い地域を対象としている。
社会的要因 (評価の視点) 実際に施設の選定を行うに当たっては、社会的要因への配慮が重要であり、要因の抽出・整理、影響等が検討されているか。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。	少子高齢化、人口減少、節水型社会への移行など、社会的要因の変化に対応するため、適宜、事業計画を見直している。
投資的効果発現の迅速性 (評価の視点) 建設に要する期間等を考慮し、水洗化の要望への対応や生活雑排水対策の効果がいつの時点で期待できるかが検討されているか。	下水道は污水管布設工事に長期間を要するが、事業計画区域8,760haのうち8,004ha(91.4%)が整備済みである。	1週間程度で設置工事が完了するため、投資効果発現は早い。
地域環境保全効果 (評価の視点) 処理施設における処理水質レベルのみならず、小水域での自然浄化能力を十分に活用できる点にも配慮されているか。	下水道終末処理は、必要な処理能力を有する施設を、適切に運転・維持管理しているため、良好な放流水質を確保できている。	放流水は合併処理浄化槽の設置場所周辺の水路に放流されるため、地域内の水路等の流量確保・自浄性確保が期待できる。
将来見通し (評価の視点) 将来、施設の拡張等を必要とするか否かの見通しについて検討されているか。	事業計画区域の91.4%が整備済み、下水道に86.4%の人口が接続済みであり、今後の大規模な施設拡張は不要である。	毎年70基程度の設置実績があり、今後も同程度の年間設置数を確保できるよう努める。

4.2 生活排水処理形態別人口の予測

4.2.1 予測手順

本市における生活排水処理形態別人口は、p. 11 の表 3-2-1 に示した実績値を基にそれぞれ予測します。

4.2.2 生活排水処理形態別人口の予測結果

各年度の生活排水処理形態別人口の予測結果を表 4-2-1、図 4-2-1 に示します。

表 4-2-1 生活排水処理形態別人口の予測結果（現状のまま推移した場合）

区分 / 年度	単位	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		R31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 計画処理区域内人口	人	408,109	406,823	405,658	404,512	403,384	402,273	401,181	400,109	399,052	398,014	396,995	395,994	395,010	394,045	393,098	392,170	391,259
2 水洗化・生活排水処理人口	人	354,506	354,962	355,205	355,548	355,892	356,238	356,586	356,939	357,291	357,648	358,009	358,374	358,741	359,113	359,489	359,869	360,253
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	23,876	24,135	24,446	24,761	25,080	25,403	25,730	26,062	26,397	26,737	27,082	27,431	27,784	28,142	28,505	28,872	29,244
(2) 公井下水道人口	人	330,630	330,727	330,759	330,787	330,812	330,835	330,856	330,876	330,894	330,911	330,927	330,943	330,957	330,971	330,984	330,997	331,009
3 水洗化・生活排水未処理人口（単独処理浄化槽）	人	50,537	49,165	47,916	46,668	45,420	44,171	42,921	41,668	40,415	39,159	37,900	36,639	35,375	34,108	32,838	31,565	30,289
4 非水洗化人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(3) し尿汲み取り人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	86.9	87.2	87.6	87.9	88.2	88.6	88.9	89.2	89.5	89.9	90.2	90.5	90.8	91.1	91.5	91.8	92.1

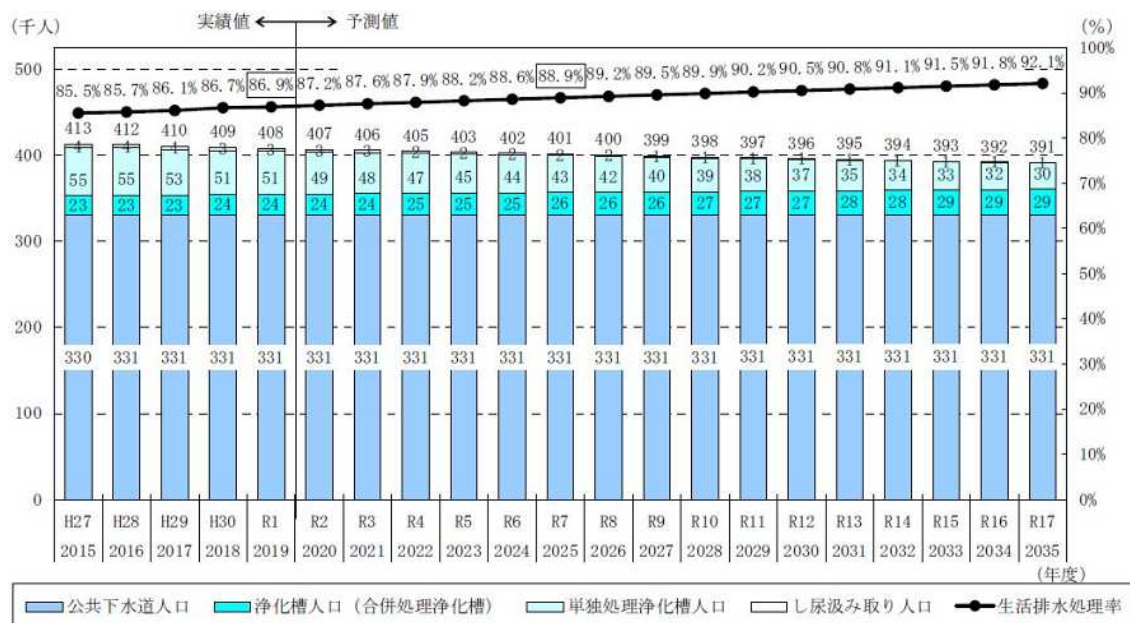


図 4-2-1 生活排水処理形態別人口の推移（現状のまま推移した場合）

4.3 生活排水の目標値

4.3.1 現計画目標値の達成状況

現計画における中間目標値に対する現状は、表 4-3-1 のとおりです。中間目標として設定していた目標値 87.5%には 0.3 ポイント届かないことが予測されます。

本計画の目標達成のためには、引き続き生活排水処理率の向上に向けた施策が必要となります。

項目	現計画	実績値からの予測		
	2020 年度(令和 2 年度)	2020 年度(令和 2 年度)		
	中間目標値	予測値	差	達成
生活排水処理率	87.5%	87.2%	-0.3P	×

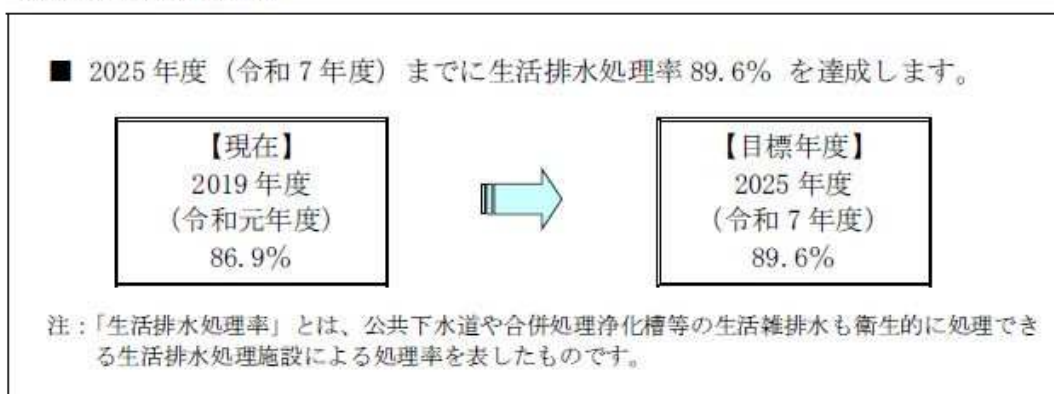
4.3.2 生活排水処理の目標

基本理念及び基本方針を達成するための行動の目安となる具体的な数値目標を掲げます。

2019 年度（令和元年度）における本市の生活排水処理率は 86.9%です。本市では、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への切替により、計画目標年度である 2025 年度（令和 7 年度）までに生活排水処理率を 89.6%以上にすることを目指します。

表 4-3-1 中間目標の達成状況

【本計画の数値目標】



4.4 基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、生活排水処理施設整備の基本方針は次のとおりとします。

(1) 公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

(2) 合併処理浄化槽

下水道が整備されていない区域は合併処理浄化槽を基本とします。

なお、下水道事業計画区域外及び区域内であっても下水道が当面整備されない区域に設置される浄化槽については、設置費の一部を補助します。

(3) 単独処理浄化槽、汲み取りトイレ

下水道が使用できない区域に既に設置されている単独処理浄化槽及び汲み取りトイレに関しては、合併処理浄化槽への切り替えに伴う配管工事費の一部を補助します。また、単独処理浄化槽の撤去に係る費用の一部に対しても補助をします。

4.5 排出抑制計画

4.5.1 排出抑制に関する目標

生活圏から発生する生活排水により、河川や湖沼等の公共用水域をはじめとする生活環境への汚濁負荷を削減することを目標とします。

4.5.2 排出抑制方法

(1) 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域内については、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図ります。

(2) 浄化槽の適正な維持管理

適切な管理がなされていない浄化槽は処理能力が低下し、適正に処理されていない排水が公共用水域に排出され、水質汚濁の要因となるため、浄化槽の定期点検、清掃等の維持管理を適正に実施するよう指導します。

(3) 啓発活動の推進

市民に対し、公共下水道への接続や合併処理浄化槽の整備、浄化槽の適正な維持管理の重要性を啓発するとともに、生活排水処理対策の必要性について広くPRを行います。

4.6 目標及び整備計画

4.6.1 処理体系の目標

本市から発生するすべての生活排水を処理施設において処理することを目標とします。

なお、本市では、公共下水道計画区域では下水道を整備し、その他の地域では合併処理浄化槽等による処理を継続し、発生する浄化槽汚泥についてはし尿処理施設で適正処理を図ります。

本市における将来の生活排水処理体系を図 4-6-1 に示します。

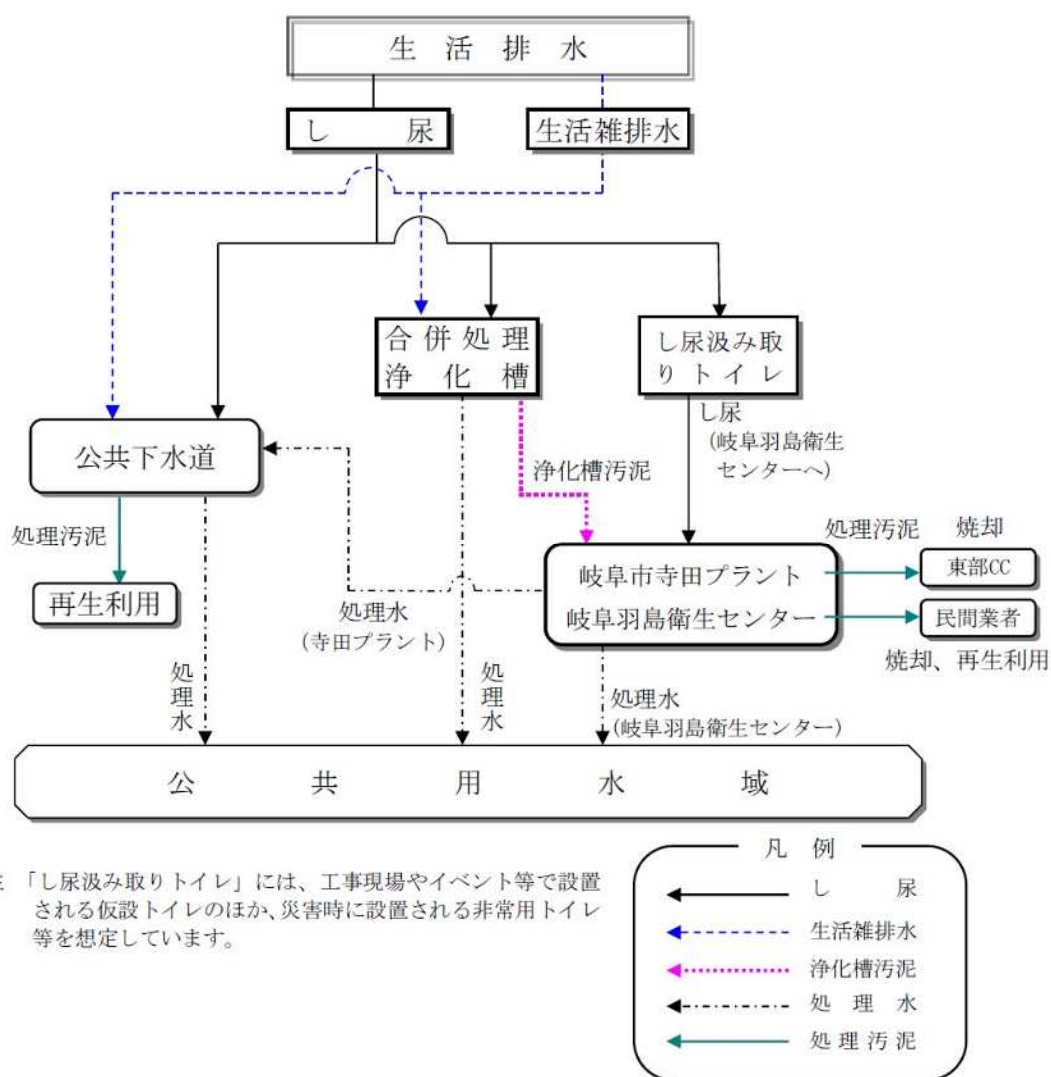


図 4-6-1 将来の生活排水処理体系

4.6.2 整備目標

整備目標を達成するには、今後は下水道による処理が可能な区域では、公共下水道への接続を促進するため、以下の施策を実施します。

下水道処理区域以外の区域では、合併処理浄化槽による処理を行うものとします。

(1) 整備目標達成のための施策

1) 公共下水道普及促進

下水道処理区域においては、継続的な戸別訪問によって下水道のメリットを伝えることに加え、助成制度を活用することにより、下水道利用者数を増加させることで、生活排水処理率の向上を図ります。

2) 合併処理浄化槽普及促進

下水道未整備区域における生活排水処理率の向上を図るため、既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えに対する補助金の交付などの支援の充実を図ります。

さらに、戸別訪問や広報紙、市のホームページによる普及活動を実施します。

(2) 生活排水処理形態別人口及び計画処理量の目標

各年度の生活排水処理形態別人口の目標を表 4-6-1～4-6-2 及び図 4-6-2～4-6-3 に示します。

表 4-6-1 目標設定に基づく生活排水処理形態別人口

区分 / 年度	単位	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
		R1/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
1 計画処理区域内人口	人	408,109	406,823	405,658	404,512	403,384	402,273	401,181	400,108	399,052	398,014	396,996	395,994	395,010	394,045	393,098	392,170	391,258
2 水酸化・生活雑排水処理人口	人	354,506	354,862	355,739	356,617	357,496	358,376	359,258	359,610	359,963	360,320	360,681	361,046	361,413	361,785	362,161	362,541	362,925
(1) 浄化槽人口（合併処理浄化槽）	人	23,876	24,135	24,482	24,835	25,192	25,554	25,921	26,255	26,592	26,934	27,282	27,633	27,989	28,349	28,714	29,084	29,458
(2) 公共下水道人口	人	330,630	330,727	331,257	331,782	332,303	332,822	333,337	333,355	333,371	333,386	333,399	333,413	333,424	333,436	333,447	333,457	333,467
3 水酸化・生活雑排水処理人口（単独処理浄化槽）	人	50,537	49,165	47,922	46,681	45,499	44,272	43,000	41,733	40,477	39,231	38,000	36,785	35,585	34,399	33,228	32,071	30,928
4 非水酸化人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(3) し尿汲み取り人口	人	3,066	2,796	2,537	2,296	2,072	1,864	1,674	1,502	1,346	1,207	1,086	981	894	824	771	736	717
(4) 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5 計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	86.9	87.2	87.7	88.2	88.6	89.1	89.6	89.9	90.2	90.5	90.9	91.2	91.5	91.8	92.1	92.4	92.8

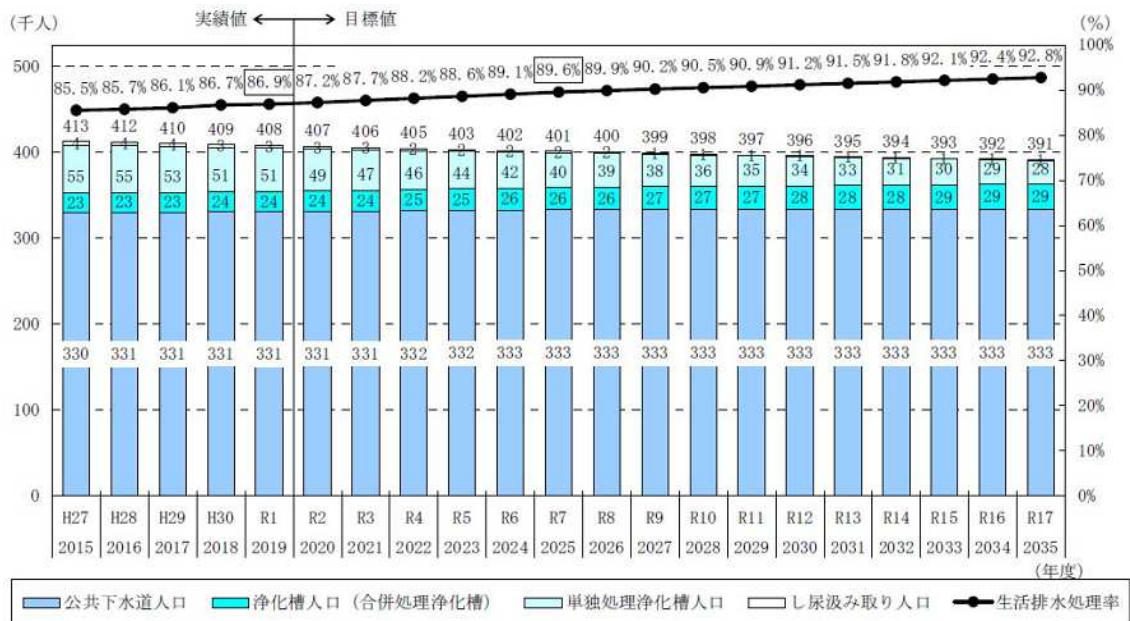


図 4-6-2 目標設定に基づく生活排水処理形態別人口の推移

表 4-6-2 生活排水処理人口及び処理率 (抜粋)

区分 / 年度	実績		目標年度	
	2019		2025	
	H31/R1		R7	
1 計画処理区域内人口 (行政区域内人口)	408,109		401,181	
2 水洗化・生活雑排水処理人口 (右欄: 生活排水処理率)	354,506	86.9%	359,258	89.6%
3 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	50,537		40,249	
4 非水洗化人口	3,066		1,674	

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

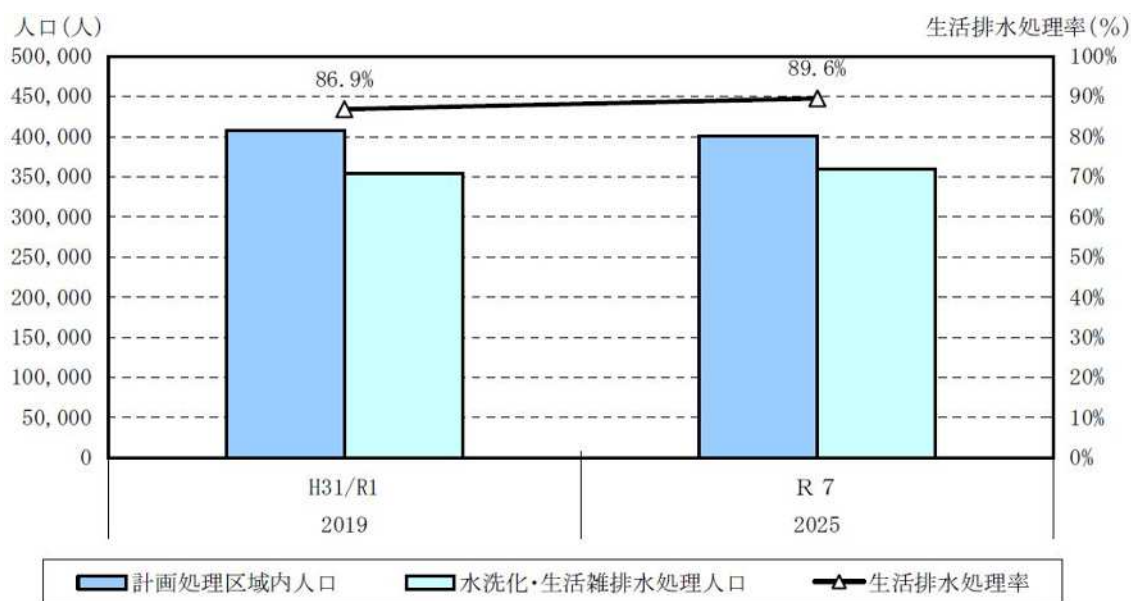


図 4-6-3 生活排水処理人口及び処理率 (抜粋)

4.6.2 整備計画及び維持管理計画

本市で公共下水道、合併処理浄化槽を整備していく区域及び人口を表 4-6-3 に示します。また、処理区域及びそれぞれの処理方針を以下に整理します。

表 4-6-3 生活排水処理に関する区域及び人口

区分	計画処理区域	計画処理人口 (人)		供用開始年度
		2019	2025	
		令和元年度	令和7年度	
合併処理浄化槽	下水道整備区域以外	23,876	25,921	—
公共下水道	下水道整備区域 (市街地、その他)	330,630	333,337	昭和12年度

※計画処理人口 = (合併処理浄化槽人口 + 公共下水道人口) = 水洗化・生活雑排水処理人口

(1) 公共下水道

本市の市街化区域の下水道整備は概ね完了しており、今後は下水道による処理が効率的な区域のうち、地域の実情に応じて採算が可能な地域等の整備を行います。

(2) 合併処理浄化槽

下水道整備区域以外の区域では、し尿汲み取りトイレや単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、合併処理浄化槽は、清掃、点検等の維持管理が適正に行われない場合、その処理性能が十分に発揮されず、水質汚濁や悪臭の原因となります。浄化槽の維持管理は、管理者の責任において許可業者及び登録業者がそれぞれ清掃及び点検を行っており、その維持管理方法について指導をしていきます。

(3) コミュニティ・プラント

本市におけるコミュニティ・プラントの整備計画は、現時点ではありません。

(4) 農業集落排水施設

本市における農業集落排水施設の整備計画は、現時点ではありません。

第5章 生活排水対策に係る啓発に関する事項

5.1 市民に対する広報・啓発活動

今後、適切な生活排水処理を実施するための啓発活動として、以下に示す内容を推進します。

(1) 生活排水に対する市民意識の高揚

公共用水域の水質汚濁の現状と、その原因のひとつが各家庭から排出される生活雑排水等にあることについて、戸別訪問やパンフレット、ポスター、広報誌及び市HP等による広報を定期的に行い、市民の生活排水に対する意識を高めていきます。

(2) 施設・設備等見学会の開催

水質汚濁と生活排水との関係を深く理解してもらうため、汚濁の進行している河川・湖沼等や汚濁浄化した河川・湖沼等の現状、処理施設や設備の見学会実施等について検討します。

(3) 生活排水処理対策推進に関する市民組織の育成及びその活動支援

市民を主体とした生活排水処理対策推進のための組織育成や、それらの活動の支援方法について検討します。